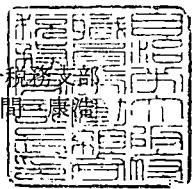


大阪府 財務部
税務局長 松井聰様

自治労大阪府職員労働組合税務支部
支 部 長 瀬間三康謹



要 求 書

税務支部に所属する各府税事務所、自動車税事務所および税務局に勤務する職員の健康管理と福利厚生の充実を図り、健康で安心して働き続けることのできる職場づくりのため、税務支部第3回拡大執行委員会の決定に基づき、下記のとおり要請する。

記

1 労使慣行について

- (1) 当局は、税務支部との労使慣行を厳守し労働条件の改変にあたっては、一方的な実施を行わないこと。

2 職場環境・庁舎設備の改善について

- (1) 職員の労働安全衛生の観点から、老朽・狭隘化した事務所の新築または増改築を行うなど改善を行うこと。
- (2) 職員の労働安全衛生の観点から、庁舎・施設・執務室内の安全対策を講ずること。
- (3) 職員の労働安全衛生の観点から、執務室・会議室・書庫等の拡張・整備、また、必要に応じてレイアウトの改善に努め、狭隘化を解消するなど、執務環境の改善をはかること。また、職員の労働安全の観点から、中河内府税事務所にエレベーターを設置するなど、執務環境の改善をはかること。
- (4) 職員の労働安全衛生の観点から、各所(局)・分室に男女別休養室を設置すること。特に休憩時間に窓口業務などの業務対応を行った職員の休憩場所の確保に努めること。
- (5) 職員の労働安全衛生の観点から、更衣室・休養室・給湯室等について、整備・改善を行うこと。
- (6) 職員の労働安全衛生の観点からトイレの整備・増設・点検を行うこと。また、衛生面の向上の観点から、整備・増設にあたっては、洋式化、洗浄機能付き便座、水道の自動化の設置・措置を講ずること。
- (7) 職員の労働安全衛生の観点から、執務室等の床・壁・窓・照明器具等の点検と必要な補修を行うこと。
- (8) 職員の健康管理の観点から、必要に応じ各所の網戸、ブラインド等の整備・点検・更新を行い、防虫、風通しの確保など、快適な執務環境の確保を図ること。
- (9) OAフロアの設置等OA化に対応した作業環境の実現をめざし、特に机については早急に更新すること。

3 労働条件、健康管理、福利厚生について

- (1) 各所(局)における安全衛生委員会が定期的に開催されるよう、積極的に指導・支援するとともに、その活動内容の充実および衛生管理者の育成等に努めること。
- (2) 一般定期健康診断・特別健康診断(女性検診・人間ドック・VDT作業等)の充実や受診対象範囲の拡大をはかり、職員の健康管理体制を強化すること。
- (3) VDT作業にかかる労働安全衛生教育の周知・徹底をはかること。また、端末機等の作業環境の整備に努めること。
- (4) 職員の健康保持・増進および快適な職場環境の形成をはかるため、生活習慣病対策・メンタルヘルス対策・インフルエンザ等感染症について、予防対策を強化するとともに、常備医薬品等の配置を行うこと。
- (5) 執務室等の空調・換気・照明・騒音・振動・衛生等については、日常的な点検を充実するとともに、冷暖房運転については、職員の健康管理に留意して行うこと。また、その運転に支障が起らないように機器の点検・整備・更新は早期・確実に行うこと。
- (6) 障がい労働者の職場における必要な条件整備については引き続き誠意を持って行うこと。また、障がい労働者の重要な労働条件である電話交換機の更新の際には事前に情報提供を行うとともに、当該職員の要望を反映するよう努めること。
- (7) 職員の安全確保の観点から、各所における庁用自転車の点検・整備に努めること。また、職員が安全に庁用自転車を利用できるよう、駐輪スペースの確保・点検・整備に努めること。
- (8) 職員の安全確保の観点から、各所における庁用自動車の点検・整備に努めること。また、職員が安全に庁用自動車を利用できるよう、駐車スペースの確保・点検・整備に努めること。

4 その他

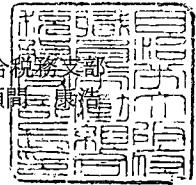
- (1) 税務支部に所属する各分会の要求については、誠意を持って早急に解決すること。

以 上

2016年10月6日

大阪府 財務部
税務局長 松井聰様

自治労大阪府職員労働組合税務支部
支 部 長 瀬間 康浩



要 望 書

税務支部に所属する各府税事務所、自動車税事務所および税務局に勤務する職員の健康管理と福利厚生の充実を図り、健康で安心して働き続けることのできる職場づくりのため、税務支部第3回拡大執行委員会の決定に基づき、下記のとおり要望する。

記

1 要望事項

- (1) 受動喫煙防止の徹底をはかるため、健康増進法の趣旨に基づく分煙空間設備を整備するなど、職員の健康管理・福利厚生の充実を図ること。
- (2) 公用車および庁用自動車・自転車運転に係る交通事故については、分限条例を改正し身分保障をはかるとともに求償権を放棄すること。
- (3) 庁用自動車を更新する際の車種選定にあたっては、各職場の意見を踏まえて業務に適した車種を配置すること。
- (4) 庁用自動車のカーナビの地図ソフトを更新すること。また、事故防止の観点からバックモニターを装備すること。
- (5) 庁用自転車を更新する際は、電動機付き自転車を配置すること。
- (6) 端末機等のリプレイスにあたっては情報提供を行うこと。
- (7) 職場における情報セキュリティ・防犯対策など危機管理について、実効性のある体制を確立すること。
- (8) 業務に関する備品・必要経費等については、迅速に措置すること。また、全所的な配置に際しては支部に情報提供を行うこと。
- (9) 必要に応じ電話機の更新を行うこと。また、更新にあたってはナンバーディスプレイ、コードレス機能付き電話機を配置するなど、各所の要望に配慮すること。
- (10) 職員の健康管理の観点から、必要に応じ電気ストーブ・扇風機を配備、補修すること。

以上